

第十五部

(七六)

第四回参議院労働委員会會議録第五号

昭和二十三年十二月十二日(日曜日)

本日の會議に付した事件

○公共企業体労働関係法案(内閣提出、衆議院送付)

○一般労働問題に関する調査の件

午前十一時三十五分開会

○委員(山田勲男君) 只今から労働委員会を開会いたします。内閣提出によりする公共企業体労働関係法案は、昨十一日衆議院より送付され、本付託になりました。本法案につきまして御質疑はございませんか。

○門屋盛一君 この法律案は、前國會以来審議を盡しているものでありますから、質疑を打切つて修正意見なり反対意見なりがあれば、その方を伺いたいと思います。

○委員(山田勲男君) 只今の門屋委員の御発言に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山田勲男君) 御異議ないものと認めます。それでは、只今門屋委員のおつしやいましたように、從來重ね重ねの委員会におきまして、質疑應答は重ねて来ているのでありますが、別に御質疑はございませんければ、討論に入りたいと存じます。御異議ございませんですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山田勲男君) それでは御異議ないものと認めまして、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願いたいと思います。

第十五部 労働委員会會議録第五号

昭和二十三年十二月十二日【参議院】

○村屋重雄君 私は日本社会党を代表して、修正意見を提出したのであります。以下修正意見の箇所を説明いたします。

本案の第十五條を左の通り改正する。

公共企業体及び組合を代表する交渉委員の会合は、第八條に定める団体交渉を行うために、毎年四回開かなければならない。但し一方の請求があれば臨時に開くことができる。

第十七條を左の通り改正する。

公共企業体及び組合が爭議行為を行うには、調停委員会に調停申請がなされた日より二箇月を経過した後において、一週間の予告期間をおこななければならない。

第二十四條第五号を左の通り改正する。

五 労働大臣が、日本国有鉄道の労働関係に関しては運輸大臣の意見を聴き、日本専賣公社の労働関係に関しては大藏大臣の意見を聴き、調停委員会に調停の請求をしたとき、第三十四條第五号を左の通り改正する。

五 労働大臣が、日本国有鉄道の労働関係に関しては運輸大臣の意見を聴き、日本専賣公社の労働関係に関しては大藏大臣の意見を聴き、調停委員会に調停の請求をしたとき、第三十四條第五号を左の通り改正する。

して、結論として本案に賛成するものであります。本案の内容につきましても、極めて短時間の立案であり、種々の不満足点もあるものであります。本案は前國會で通過しましたところの國家公務員法に關連しました法案でありますから、これだけが成立が遅れろというところは實際の運用面において甚だしい支障のあることを考えまして、極めて暫定的のものであつて、逐次改善されたいというようなことはつきり言われましたので、この際大局から見まして、本原案に賛成の意を表する次第であります。

○田村文吉君 私は結論において本案を無修正可決することに賛成いたすものであります。公務員法が決定されました。公共企業体ができ上つた際として、当然これに伴う法律が必要なのであります。その意味において本法案が提出されたのであります。只今門屋委員からの御意見の発表もありましたように、内容を仔細に点検する場合、二、三の点に修正しなければならぬかと考へるような問題もあつたのであります。何分初めてでございながら、法律でありますから、暫くこれが運賃を見ました上で、而も修正しなければならぬ場合には、修正をそのときに至つてやつても止むを得ない、こゝろを考へまして、大体においてこの法案の趣旨及び体裁、内容全般につきまして、これを通過せしむべきものと考え、賛成を申上げる次第であります。

○委員(山田勲男君) 他に御発言ございませんか。他に御発言なければ、討論は終局したとみなして直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山田勲男君) 御異議ないと認めます。これより公共企業体労働関係法案について採決に入ります。村屋君提出の修正案を議題といたします。本修正案を可とされる方の御挙手をお願いいたします。

〔挙手者少数〕

○委員(山田勲男君) 少数でございす。よつて村屋君提出の修正案は否決せられました。

○委員(山田勲男君) 少数でございす。よつて村屋君提出の修正案は否決せられました。

次に只今決定いたしました修正の部分を除く原案全部を議題といたします。原案に御賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔挙手者多数〕

○委員(山田勲男君) 多数と認めます。以上を以ちまして本法案は原案通り可決すべきものと議決されました。

○村屋重雄君 本案について少数意見を述べたいと思ひますので、本議場で討論することを委員長報告にお願いいたします。

○委員(山田勲男君) 承知いたしました。本會議におきます委員会の方の口頭報告は本院規則百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び

び表決の結果を報告することとして御承認願ふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山田勲男君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書について多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可とされる方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

一松 政二 田村 文吉
波多野林一 早川 慎一
門屋 盛一

○委員(山田勲男君) それでは只今から一般労働問題調査の事項に移りまして、労働省労働局長賀來政府委員から電産爭議の経過を拜聴し、次には、船員ストの経過につきまして船員局長の山口氏からお話を伺うことにいたします。

○委員(山田勲男君) 結構でございすが、それを伺うにつきましても、定足数その他の関係もありましますので、本委員会をこゝで閉じて頂いて、懇談会の形式で伺いたいと思ひますが……。

委員長 山田 節男君
理事

委員 一松 政二君
早川 慎一君

村尾 重雄君
門屋 盛一君
田村 文吉君
波多野林一君

政府委員
労働政務次官 竹下 豊次君
労働事務官 (労働局長) 賀来才二郎君
運輸事務官 (船員局長) 山口 傳君